

## 10.13 史跡・文化財

### 10.13.1 調査

#### (1) 調査項目

調査項目は、埋蔵文化財の状況とした。

#### (2) 調査方法

調査方法は、既存資料調査とし、埼玉県教育委員会等から発行されている遺跡報告書などの資料収集・整理を行った。

#### (3) 調査地域・地点

調査地域は、計画区域及びその周辺とした。

#### (4) 調査期間・頻度

最新の資料を収集した。

#### (5) 調査結果

調査結果は、「第3章、3.2、3.2.7、(2) 埋蔵文化財」に示すとおりである。計画区域内には、2つの埋蔵文化財包蔵地（集落跡）が存在する。

## 10.13.2 予測

### (1) 造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響

#### 1) 予測事項

予測事項は、埋蔵文化財包蔵地の改変の程度とした。

#### 2) 予測方法

事業計画と調査結果の重ね合わせによる推定により予測した。

#### 3) 予測地域・地点

予測地域は、計画区域及びその周辺とした。

#### 4) 予測対象時期

予測対象時期は、工事が完了した時期とした。

#### 5) 予測結果

計画区域内は全面改変となるため、計画区域内に存在する埋蔵文化財包蔵地は全て改変される。

ただし、埋蔵文化財包蔵地は盛土範囲とし、地下部の改変を極力回避した造成計画とする。また、埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。

### 10.13.3 評価

#### (1) 造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響

##### 1) 評価方法

###### ① 影響の回避・低減の観点

造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響が、事業者等により実行可能な範囲内のできる限り回避され、又は低減されているかどうかを明らかにした。

##### 2) 評価結果

造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響について、以下の措置を講じることで影響の回避・低減に努める。

- ・地下部の改変を極力回避した造成計画とする。
- ・埼玉県、蓮田市の教育委員会と連携しつつ、文化財の保護上必要な措置を講じるものとする。
- ・計画区域内で新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき、関係機関と協議の上、適切に対処する。

以上より、造成地の存在に伴う埋蔵文化財への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減が図られているものと評価する。